

公募公告

令和7年度に実施する「旅の目的地となる飲食店魅力アップ」業務委託について、企画提案書の提出を求めるので、次のとおり公示する。

令和7年4月25日

福井県知事 杉本 達治

1 企画提案書の提出を求める委託業務概要

- (1)業務名 「旅の目的地となる飲食店魅力アップ」業務委託
- (2)業務内容 別添仕様書のとおり
- (3)委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで
- (4)委託上限額 40,600,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

2 参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2)参加資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (3)民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申し立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。
- (4)次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - (ア)役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - (イ)暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - (ウ)役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - (エ)役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - (オ)役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5)政治団体(政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第3条の規定によるもの)および宗教団体(宗教法人法(昭和26年法律第126号)第2条の規定によるもの)でないこと
- (6)福井県から訴えを提起されていないこと
- (7)その他、県との協議に柔軟、真摯に対応できること

3 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1)提出書類

- ア 参加申込書(別紙様式2)
- イ 企画提案参加資格誓約書(別紙様式3)
- ウ 事業者の会社概要、事業内容等が分かる書類(様式任意)
- エ 商業登記簿謄本の写しまたは登記事項証明書の写し

(2)受付期間

令和7年4月25日(金)から同年5月12日(月)

※土曜及び日曜日、祝日を除く。9時から17時まで。

(3)提出方法

持参または郵送(必着)にて提出すること。持参の場合は、9時から17時の間に限る。

なお、提出後における申込書の追加および変更は認めない。

(4)提出先

〒910-8580 福井県福井市大手3丁目17-1
福井県交流文化部誘客推進課
TEL 0776-20-0762・FAX 0776-20-0513
E-mail yuukyaku@pref.fukui.lg.jp

4 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和7年5月16日(金)付けで書面により通知する。参加申込書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、書面により通知する。

5 企画提案書の提出手続

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書等を期限内に提出すること。なお、企画提案書提出期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

(1)提出書類

- ア. 企画提案書(任意様式)
 - ①提案概要(提案の狙い、特徴)や基本的考え方
 - ②仕様に示した個別事項に対する企画提案
 - ③業務実施スケジュール
 - ④業務体制
 - ⑤その他独自の提案内容

イ. 経費見積書(内訳含む)

※記載する金額は消費税および地方消費税10%を含んだ金額とする。

ウ. 参考資料

- ①会社の概要(組織体制、取扱業務内容等)
- ②過去同様な業務の履行実績

(2)提出方法

持参または郵送により提出すること。

なお、持参の場合は、土曜日及び日曜日を除いた9時から17時の間に限る。

(3)提出期間

令和7年5月23日(火)17時までとする。(必着)

なお、提出後における提案書の追加および変更は認めない。

6 審査および提案者の選定等

(1)企画提案書の審査

提出された企画提案書等の内容について、審査会において総合的に審査した上で、委託候補者を1者選定する。

【審査会(予定)】

日程:令和7年5月27日(火) ※場所等詳細については、追って連絡する。

(2)審査方法

提案者によるプレゼンテーションを実施し、審査会において選定する。審査会において審査する事項は次のとおりである。

- ① 企画提案書の的確性およびわかりやすさ
- ② 企画提案内容の実現性
- ③ 業務を履行する能力・運営体制・運営能力
- ④ 企画提案内容の独自性
- ⑤ 都市圏メディア等への掲載実現性
- ⑥ 集客やPRの効果的な発信の方法

7 公示業務に関する実施要領等の交付

(1)交付場所

福井県交流文化部誘客推進課のホームページに掲載しているデータをダウンロードすること。

URL(<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/brandeigyou/>)

(2)交付期間

令和7年4月25日(金)から同年5月12日(月)9時から17時の間

(3)交付資料

ア「旅の目的地となる飲食店魅力アップ」業務委託実施要領

イ「旅の目的地となる飲食店魅力アップ」業務委託仕様書

8 公示業務に関する質問事項

(1) 公示業務に関する質問事項については、令和7年5月12日(月)17時までに、質問書(別紙様式1)を電子メールにより提出すること。

(2) 質問に対する回答は、福井県交流文化部誘客推進課のホームページに随時掲載する。

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/brandeigyou/>

ただし、質問または回答が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対するのみ回答する。

9 その他

(1) 提出された企画提案書は返却しない。

(2) 提出された企画提案書等の書類は、審査に必要な範囲内において複製することがある。

(3) 審査会で知り得た内容については無断で使用しない。

(4) 企画提案に関する経費は全額提案者負担とする。

(5) その他、不明な点については、福井県交流文化部誘客推進課(TEL 0776-20-0762)に照会すること。